

自衛隊明記の憲法改正案が否決された場合に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十九年十二月八日

参議院議長 伊達忠一殿

小西洋之

○

○

自衛隊明記の憲法改正案が否決された場合に関する質問主意書

安倍総理は、平成二十九年十一月二十一日の参議院本会議等において、自衛隊の存在を明記する憲法改正について「自衛隊員たちに、君たちは憲法違反かもしれないが、何かあれば命を張ってくれというのは余りにも無責任であります。そうした議論が行われる余地をなくしていくことは、私たちの世代の責任ではないかと考えております。」等と答弁している。

これを踏まえ質問する。

一 仮に、国民投票で自衛隊明記の憲法改正案が否決された場合、前記答弁にいう「私たちの世代の責任」に照らし、安倍総理はどのような責任を取る決意があるのか。安倍内閣の総辞職の有無を含めて明確に示されたい。

二 仮に、国民投票で自衛隊明記の憲法改正案が否決された場合、自衛隊は憲法上の存在を否定されたことになるのか。

三 仮に、国民投票で自衛隊明記の憲法改正案が否決された場合、自衛隊の憲法上の位置付けについて政治的あるいは社会的に何らかの問題が生じ得ると考えているか。仮に、何も問題は生じないと考えているの

であればその旨を明確に示されたい。

右質問する。